

川西市技能労務職員の給与の額等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 17 号

川西市技能労務職員の給与の額等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 川西市技能労務職員の給与の額等に関する規則（平成30年川西市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（別紙1）

第2条 川西市技能労務職員の給与の額等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（別紙2）

別表第3を次のように改める。

別表第3（第4条関係）

技能労務職初任給基準表

職種	初任給
技能職（A）	1級14号給から1級50号給まで
技能職（B）	1級10号給から1級46号給まで
労務職（A）	1級10号給から1級46号給まで
労務職（B）	1級10号給から1級46号給まで

別表第5を次のように改める。

別表第5（別紙3）

別表第6を次のように改める。

別表第6（別紙4）

付 則

（施行期日等）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の川西市技能労務職員の給与の額等に関する規則（以下「改正後規則」という。）別表第1の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（改正後の給料表への切替え）

- 3 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する技能労務職員の切替日における職務の級は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級と同じ級とする。

（号給の切替え）

- 4 切替日の前日において第2条の規定による改正前の川西市技能労務職員の給与の額等に関する規則（以下「改正前規則」という。）別表第1の適用を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、付則別表に定める号給とする。

- 5 新号給が他の職員の新号給と比べて著しく均衡を欠くと認められる場合は、前項の規定にかかわらず、市長は、他の職員との均衡を考慮して、その者の新号給を決定することができる。

（切替日における昇格又は降格の特例）

- 6 付則第4項の規定に関わらず、切替日に昇格し、又は降格した職員の新号給は、当該昇格又は降格が切替日の前日にあったものとした場合にその者が受けることとなる号給を基準として、改正前規則第6条及び第7条の規定を適用し、付則別表に定める号給とする。

（給与の内払）

- 7 改正後規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の川西市技能労務職員の給与の額等に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後規則の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 8 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付則別表

技能労務職職給料表新号給切替表

切替日の前 日に受けて いた号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	5	1	1	1
2	6	1	1	1

3	7	1	1	1
4	8	1	1	1
5	9	1	1	1
6	10	1	1	1
7	11	1	1	1
8	12	1	1	1
9	13	1	1	1
10	14	1	1	1
11	15	1	1	1
12	16	1	1	1
13	17	1	1	1
14	18	1	1	1
15	19	2	1	1
16	20	2	1	1
17	21	3	1	1
18	22	4	1	1
19	23	5	1	1
20	24	5	1	1
21	25	6	1	1
22	26	7	1	2
23	27	8	1	3
24	28	8	1	4
25	29	9	2	5
26	30	10	3	6
27	31	11	5	8
28	32	12	6	10
29	33	13	7	12
30	34	14	9	13
31	35	15	10	14

32	36	16	11	15
33	37	17	12	16
34	38	18	14	17
35	39	19	15	18
36	40	20	16	19
37	41	21	17	20
38	42	22	18	21
39	43	23	19	22
40	44	24	20	23
41	45	25	21	24
42	46	26	22	25
43	47	27	23	26
44	48	28	24	27
45	49	29	25	28
46	50	30	26	29
47	51	31	27	30
48	52	32	28	31
49	53	33	29	32
50	54	34	30	33
51	55	35	31	34
52	56	36	32	35
53	57	37	33	36
54	58	38	34	37
55	59	39	35	38
56	60	40	36	39
57	61	41	37	39
58	62	42	38	40
59	63	43	39	41
60	64	44	40	42

61	65	45	41	43
62	68	46	42	43
63	71	47	43	45
64	74	48	44	46
65	76	49	45	47
66	78	50	46	48
67	81	51	47	49
68		52	48	50
69		53	49	50
70		54	50	51
71		55	51	52
72		56	52	53
73		57	53	54
74		58	54	55
75		59	55	57
76		60	56	58
77		61	56	59
78		62	58	61
79		63	59	62
80		64	60	63
81		65	61	64
82		66	62	65
83		67	63	67
84		68	65	69
85		69	66	70
86		70	67	72
87		71	68	73
88		72	69	74
89		73	70	76

90		74	72	77
91		75	73	80
92		76	75	81
93		77	77	83
94		78	78	84
95		79	80	86
96		80	81	87
97		81	83	89
98		82	84	91
99		83	86	92
100		84	87	94
101		85	89	95
102		86	91	96
103		87	93	98
104		88	94	99
105		89	95	101
106		91	97	102
107		93	98	104
108		95	99	105
109		97	101	106
110		99	102	108
111		101	103	109
112		103	104	110
113		104	105	111
114		107	106	113
115		109	107	114
116		110	108	115
117		111	109	116
118		111	110	117

119		112	111	118
120		113	111	119
121				120
122				121
123				123
124				124
125				124